

10月1日は、浄化槽の日です！

浄化槽の適正な管理を お願いします

お願いします

浄化槽は、公共下水道が整備されていない区域などで、水洗便所の汚水や風呂・台所などの生活雑排水の汚れをきれいにし、川などへ放流するための設備です。

大切な自然を守り、また生活環境を保全するため、浄化槽を使用されている方は「浄化槽管理者」として適正な管理をお願いします。

定期的に必要な管理作業等

保守点検（年3～4回以上、県

知事登録の保守点検業者に依頼）

清掃（年1回以上、町長許可の

清掃業者に依頼）

法定検査（年1回、指定検査機関・

（財）鳥取県保健事業団に依頼）

☎23・4843

保守点検・清掃の回数は浄化槽

の規模や種類により異なります。

引越し等で浄化槽管理者が

変更になったとき、浄化槽を廃

止したとき等は、必ず鳥取県東

部総合事務所に届出又は上下

水道課までご連絡ください。

問い合わせ・届出先

鳥取県東部総合事務所 ☎20-3671 FAX20-2103
とりネット <http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou/>

岩美町合併処理浄化槽 維持管理組合を

維持管理組合を

ご存知でしょうか？

岩美町合併処理浄化槽維持管理組合（以下、組合）は、浄化槽管理者の義務である保守点検及び清掃等を組合が維持管理者と契約し、浄化槽の適正な維持管理を代行しています。

【加入するメリット】

維持管理者との契約、鳥取県保健事業団への法定検査の申込手続き等を代行します。
修繕に係る費用を組合が一部負担する制度があります。

【組合費について】

人槽の別	組合費の額(円/年) (法定検査費用含む)
5人槽	35,950円
6人槽	38,950円
7人槽	40,950円
8人槽	43,950円
10人槽	48,950円

問い合わせ・申込先

上下水道課 ☎73-1583

地上デジタル放送を受信するための 簡易なチューナーの無償給付等の申込が 10月1日より始まります

【支援の概要】

簡易チューナーを無償で給付

（アナログテレビにつなぐことで、地上デジタル放送を受信することができます。）

アンテナ改修等

- ・室内アンテナの無償給付、屋外アンテナの無償改修
- ・ケーブルテレビ利用の場合には、デジタル化に伴う一時的な改修費
（初期費用のみ。月額利用料などは対象外）

（注意）現物給付が原則であり、ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用の精算はできません。

【支援対象者】

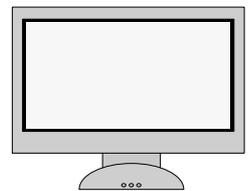
生活保護受給世帯等の公的扶助受給世帯

障害を持った方が居る世帯であって世帯全員が町民税非課税世帯

社会福祉事業施設に入居している方であって自らのテレビで視聴している方

（注意）上記の～に該当する世帯であってもNHK放送受信料全額免除申請がお済みでないとは本支援の対象となりません。

申込用紙、パンフレット、放送受信料全額免除申請書は、福祉保健課窓口を設置しています。



【問い合わせ先】

【簡易チューナーの無償給付について】
福祉保健課すこやか係
☎73-1333

【地上デジタル放送、ケーブルテレビ事業について】
自立推進課企画係
☎73-1412